

訪問看護ステーションしおり運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社しおりが設置する訪問看護ステーションしおり（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるように努めなければならない。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括センター、保健所、及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1)名称：訪問看護ステーションしおり

(2)所在地：千葉県柏市富里一丁目1番2号

千葉県柏市柏7-10-15（訪問看護ステーションしおりサテライト柏7丁目）

千葉県柏市若柴264番地14号室（訪問看護ステーションしおりサテライト柏の葉）

千葉県柏市若柴2-20 2F（訪問看護ステーションしおりサテライト若柴）

千葉県我孫子市寿2-7-4（訪問看護ステーションしおりサテライト我孫子）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算法で2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、又は作業療法士、言語聴覚士 適当数

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8:30から午後5:30までとする。

2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への診療上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第 11 条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護保険被保険者証による自己負担割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 11000 円
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費
1 キロメートル当たり 30 円（片道）

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、柏市、我孫子市、流山市、松戸市とする。

(相談・苦情)

- 第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する
- 3 ステーションは、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には、当該指導または助言に従って必要な改善をする。
- 4 ステーションは、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保管する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条 1 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後 3 ヶ月以内の初任研修
- (2) 年 1 回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。（医療及び特定医療費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管しなければならない。）
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社しおりの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- また 4 条 (2) は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- また 4 条 (2) は、平成 30 年 6 月 16 日から追加し施行する。
- また 4 条 (2) は、令和 2 年 4 月 1 日から追加し施行する。
- また 11 条 2 の (1) は、令和 2 年 4 月 1 日より変更し施行する。

また4条(2)は、令和3年7月1日から変更、追加し施行する。

また4条(2)は、令和4年11月1日から、追加し施行する。

また15条を16条とし、令和5年12月1日から追加し施行する。